

会員代表者 各位

証券会員制法人 福岡証券取引所  
理事長 松野直彦

### 証券会社の行為規制等に関する内閣府令の改正に伴う業務規程等の改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等を一部改正し、平成16年6月30日から施行しますので、ご通知申し上げます。(詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。)

今回の改正は、今般、証券会社の行為規制等の内閣府令(以下、内閣府令という。)の改正に伴い、証券取引法で禁止する取引一任勘定の適用除外として、証券会社の親会社等のうち外国において証券業を営む者が行う自己取引に限り、一定の要件のもと、数量及び価格のみでなく、売買の別、銘柄についても証券会社が定めることができることを内容とする契約(取引一任契約)の締結が認められることとなります。

取引一任契約に基づく取引は、当該親会社等である委託者の計算によるものではありませんが、売買の別、銘柄も含めて証券会社が定めることができ、実質的な投資判断や取引は当該証券会社によって行われることから、併せて、安定操作取引期間中の自己買付け等、証券会社の自己取引に係る所要の行為規制が当該取引にも適用されることとなっています。そこで、本所においても、内閣府令の改正の趣旨を踏まえ、業務規程等において所要の改正を行うものです。

改正概要は、下記のとおりです。

#### 記

##### 1. 立会外分売に関する制約

立会外分売を取り扱う会員は、立会外分売前日の最終値段の形成について、自己の計算等に加えて、取引一任契約に基づき関与してはならないこととします。

##### 2. 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置

会員の自己の計算による売付け又は買付けについて制限又は禁止措置に関し、取引一任契約に基づく取引も含むものとします。

##### 3. 安定操作取引に関する行為

会員が海外募集等において安定操作委託者として取引所に通知された場合に、自己買付けと同様、安定操作期間内の安定操作以外の取引一任契約に基づく買付けを禁止します。

##### 4. その他

その他所要の改正を行います。

#### (備考)

- ・ 業務規程第34条第1項
- ・ 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則第1条第8号
- ・ 安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定

以上

### 公開買付代理人等の公開買付期間中の取引一任契約に基づく買付けについて

証券取引法（第 27 条の 5 及び第 27 条の 22 の 2 第 2 項）では、公開買付代理人等は、公開買付期間中に公開買付けによらないで当該公開買付けに係る株券等の買付け等を行う、いわゆる別途買付けが禁止されており、その別途買付禁止の例外として、証券取引法施行令第 12 条及び第 14 条の 3 の 6 で適用除外行為が規定されています。

証券取引法施行令第 12 条第 1 号及び第 14 条の 3 の 6 第 3 号では、「公開買付者等以外の者の委託を受けて買付け等をする場合」が適用除外として規定されています。そこで、取引一任契約に基づく買付けが当該規定に該当するか当局に確認を行ったところ、取引一任契約を締結する委託者の計算による買付けではありますが、制度上、数及び価格のみではなく、売買の別、銘柄についても証券会社が定めることができる買付けであるため、当該適用除外の規定には該当しない旨の見解が示されました。

そのため、公開買付代理人等の取引一任契約に基づく買付けが認められるのは、証券取引法施行令第 12 条及び同第 14 条の 3 の 6 で規定する他の適用除外行為の範囲となります。なお、当取引所業務規程第 66 条において規定している買付行為については取引一任契約に基づく買付けも含まれることとなります。

## 「業務規程」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

(ページ)

1 . 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表	2
3 . 公開買付けについての定款第 5 9 条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表	3
4 . 安定操作取引についての定款第 5 9 条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表	4

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><b>(立会外分売に関する制約)</b></p> <p>第34条 立会外分売を行う正会員(以下「立会外分売取扱正会員」という。)は、第30条第2項の届出を受理した日における当該銘柄の最終値段(本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)の形成について、自己の計算により、<u>取引一任契約(証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令第60号)第1条第1項第2号に規定する取引一任契約をいう。)</u>に基づく注文若しくは当該分売を委託した顧客の委託注文により、若しくは他の正会員に委託することによって関与し又は他の正会員をして関与させてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>(安定操作期間内における自己買付け等)</b></p> <p>第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年6月30日から施行する。</p>	<p><b>(立会外分売に関する制約)</b></p> <p>第34条 立会外分売を行う正会員(以下「立会外分売取扱正会員」という。)は、第30条第2項の届出を受理した日における当該銘柄の最終値段(本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)の形成について、自己の計算若しくは当該分売を委託した顧客の委託注文により、若しくは他の正会員に委託することによって関与し又は他の正会員をして関与させてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>(安定操作期間内における自己買付け)</b></p> <p>第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令<u>(昭和40年大蔵省令第60号)</u>第4条第6号イに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p>

**有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p><b>(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)</b></p> <p>第1条 定款第36条の2の規定に基づき、本所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 会員の自己の計算による売付け又は買付け(取引一任契約に基づく売付け又は買付けを含む。)の制限又は禁止</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年 6月30日から施行する。</p>	<p><b>(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)</b></p> <p>第1条 定款第36条の2の規定に基づき、本所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 会員の自己計算による売付け又は買付けの制限又は禁止</p>

公開買付けについての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 正会員は、公開買付けについて公開買付者のために証券取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等(法第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。)の買付け等(法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。)を行う者(以下「公開買付者の関係者」という。)となる場合には、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公開買付者等(法第27条の3に規定する公開買付者等をいう。以下同じ。)に売付け等(法第27条の2に規定する売付け等をいう。)を行うことを目的として、公開買付者の関係者となることを決定した後、当該公開買付けについて公告を行う日前において、自己の計算により当該公開買付けに係る株券等の発行者の発行する株券等の買付け等(取引一任契約に基づく買付けを含む。)を本所の市場において行うこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>上記の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年6月30日から施行する。</p>	<p>1 正会員は、公開買付けについて公開買付者のために証券取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等(法第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。)の買付け等(法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。)を行う者(以下「公開買付者の関係者」という。)となる場合には、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公開買付者等(法第27条の3に規定する公開買付者等をいう。以下同じ。)に売付け等(法第27条の2に規定する売付け等をいう。)を行うことを目的として、公開買付者の関係者となることを決定した後、当該公開買付けについて公告を行う日前において、自己の計算により当該公開買付けに係る株券等の発行者の発行する株券等の買付け等を本所の市場において行うこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>上記の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。</p> <p>3 (略)</p>

安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券等（以下「時価新株予約権付社債券等」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券等の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券等）、又は上場優先出資証券について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）安定操作取引に係る有価証券（本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。）の発行者により施行令第20条第3項第5号</p>	<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券等（以下「時価新株予約権付社債券等」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券等の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券等）、又は上場優先出資証券について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）安定操作取引に係る有価証券（本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。）の発行者により施行令第20条第3項第5号</p>

に掲げる者として通知された場合において、自己の計算による買付け（安定操作取引及び業務規程第54条各号に掲げる買付けを除く。）、取引一任契約に基づく買付け（安定操作取引及び業務規程第54条各号に掲げる買付けを除く。）及び買付けの委託（有価証券等清算取次ぎの委託（自己の計算による買付け（安定操作取引を除く。）及び取引一任契約に基づく買付け（安定操作取引を除く。）に係る有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を除く。）をする行為

2 （略）

上記1及び2の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。

付 則

この改正規定は、平成16年 6月30日から施行する。

に掲げる者として通知された場合において、自己の計算による買付け（安定操作取引及び業務規程第54条各号に掲げる買付けを除く。）及び買付けの委託（有価証券等清算取次ぎの委託（自己の計算による買付け（安定操作取引を除く。）に係る有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を除く。）をする行為

2 （略）

上記1及び2の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。